

## 外国人労働者の雇用について

## - 税金の取扱い -

外国人労働者に対して給与を支払う場合、所得税の源泉徴収が必要です。その区分は、その者が「居住者」であるか、または「非居住者」であるかによって異なります。

「居住者」とは日本国内に住所がある、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有している者。「非居住者」とはそれ以外の者です。

「居住者」の場合、給与を支払う都度、扶養する親族の数に応じて税額を算出して源泉徴収を行ない、その年の最後に年末調整により、その者が納付すべき所得税の精算を行います。

「非居住者」の場合、支払う給与に対し原則として税率 20%の源泉分離課税の方法により徴収をして、年末調整は行いません。

なお、海外在住の親族についても扶養親族と認められますが、扶養しているかの証明として、送金の事実や、本人との関係を証明する書類の提出が求められます。

日本から帰国する際に確定申告が必要な場合は、2通りの対処方法があります。

本人に代わる納税管理人を選任して、その納税管理人が本人に代わって申告を行い、還付金の受領も行うようにする方法。この場合、事前に納税管理人の届出書を税務署に提出する必要があります。

出国前に本人が申告を済ませ、還付金があるときは、その受領のみを代理人に任せる方法。この場合、受領に関する委任状を税務署に提出する必要があります。

住民税については、その年の1月1日現在の住所または居所において課税されますので、原則として「居住者」については課税されます。

「居住者」にあたるかどうか判断が難しい場合などには、国税局税務相談室などに詳細をご確認下さい。

## 会社を退職する際の注意点

## - 社会保険手続をスムーズに行うために -

いわゆる団塊世代の大量退職時代に入り、退職を目前にして、今後の身の振り方とともに退職後の社会保険等の適用に関心を持たれている方も多いことでしょう。ここでは会社を退職するにあたり「健康保険」「厚生年金保険」について、手続のポイントをまとめます。

## 健康保険

退職後、再就職をしない場合など健康保険に再加入しないときは健康保険の任意継続 健康保険被保険者の被扶養者 国民健康保険加入のいずれかになります。

の任意継続ができるのは、退職した時に継続 2ヶ月の被保険者期間があり、かつ退職後 20日以内に届出をする（届出先は社会保険事務所や健康保険組合）人です。任意継続の期間は2年間で、保険料は全額自己負担となります。

配偶者や子などが健康保険の被保険者である場合は、一定の条件を満たせばその健康保険の被扶養者となる事ができます。この場合保険料を負担することはありません。一定の条件とは、生計維持の実情に応じて判断されます。（一般的な基準として年収130万未満（60歳以上の人又は障害者の場合は180万未満）で、被保険者の年収の2分の1未満）

任意継続をしないで、被扶養者にも該当しない場合は国民健康保険に加入することになります。手続は市区町村役場で行います。保険料は市区町村によって異なりますが、前年の所得を基準にしますので前年の所得が高い人は保険料も割高になります。

## 厚生年金保険

現在の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日や男女により異なります。また受給額も加入期間等により大きく異なりますので、詳細は社会保険事務所等で確認してください。退職後に老齢年金を受給しながら、再就職などフルタイムで勤務する場合（厚生年金保険加入）には、その年金が支給停止（一部又は全部）の対象になる場合があります。

## 《 注目 》

落ちてい  
るエサを  
争って食  
べるハト  
の集団と  
、小鳥屋  
の前でこ  
ぼれてい  
るエサを  
食べる一  
羽のハ  
トを見ま  
した。

商店街な  
ど、一般  
に商売は  
寄り集ま  
って営む  
とが有利  
と思われ  
ていま  
す。確か  
に、飲食  
店など  
は賑やかな  
駅前繁華  
街の中  
に出せば  
安心で、  
工夫の  
次第で繁  
盛の確率  
も高い  
です。

ところが  
行楽地な  
どでは、  
人があま  
り集らな  
い林の中  
の小さい  
個性的な  
レストラン  
などが人  
気になっ  
たりする  
ことがあ  
ります。情  
景の意外  
性や個性  
化によって  
顧客吸引  
力を持つ  
ているの  
でしょう  
。この立  
地戦力が  
うまくい  
けば小鳥  
屋の前で  
エサを食  
べる一羽  
のハトの  
ようなも  
のです。  
商売は自  
身の立地  
戦略を持  
つことと  
、店舗の  
個性作り  
が大切な  
のです。

